

令和元年台風第19号に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm（マイナンバーカードを提示される場合は不要です。））が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、災害救助法の指定地域に居住していた方又は災害救助法の指定地域以外の激甚災害法の指定地域にお住まいの方で、地方公共団体が発行する被災に関する証明書（罹災証明書、被災証明書等）により被災を証明できる方は、自己の都合で退職した場合でも、給付制限の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月経過していない方は、1か月経過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

休業中の方がボランティアをした場合について

【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

1 1日1,306円までの場合

1日1,306円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

2 1日1,307円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1,306円・・・A

- ① $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$
・・・基本手当は全額受給可能
- ② $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$
・・・超える額のみだけ基本手当は減額
- ③ $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$ ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

（ご注意）上記1日当たりの額は令和元年8月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ハローワーク及び地方運輸支局等一覧

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク仙台	〒989-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台MTビル 3階・4階・5階	022-299-8811
ハローワーク大和	〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南 2-3-15	022-345-2350
ハローワーク石巻	〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-0158
ハローワーク塩釜	〒985-0001 塩釜市新浜町 3-18-1	022-362-3361
ハローワーク古川	〒989-6143 大崎市古川中里 6-7-10 古川合同庁舎	0229-22-2305
ハローワーク大河原	〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字町向 126-4 オーガ 1階	0224-53-1042
ハローワーク白石	〒989-0229 白石市字銚子ヶ森 37-8	0224-25-3107
ハローワーク築館	〒987-2252 栗原市築館薬師 2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531
ハローワーク迫	〒987-0511 登米市迫町佐沼字内町 42-10	0220-22-8609
ハローワーク気仙沼	〒988-0077 気仙沼市古町 3丁目 3-8 気仙沼駅前プラザ 2階	0226-24-1716
宮城労働局職業安定部 職業安定課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 2階	022-299-8061

地方運輸支局等	所在地	電話番号
東北運輸局海事振興部 船員労政課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 6階	022-791-7525
気仙沼海事事務所	〒988-0034 気仙沼市朝日町 1-2 気仙沼合同庁舎 4階	0226-22-6906
石巻海事事務所	〒986-0845 石巻市中島町 15-2 石巻港湾合同庁舎 3階	0225-95-1228